

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)名称	規制の特例事項(支援措置)に係る提案事項の内容
環境省	1330010	都道府県における各種審議会の設置規制の見直し	環境基本法43条 自然環境保全法51条	環境基本法第43条及び自然環境保全法51条において、都道府県に対し、環境保全に関する基本的事項や法律で定める事項等を調査審議するため、審議会を置くこととしている。 本規定は環境問題の解決に当たり、地域における取組が不可欠であり、地域の具体的な環境保全対策にも地域の有識者、住民代表の意見を反映することが望ましいことから定められたものである。故に、上記の規定の廃止は適当ではない。 なお、環境基本法第43条第2項及び自然環境保全法第51条第3項においては、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることとされており、各都道府県の自主性に任されている。このため条例において、環境基本法第43条第2項に基づき設置する都道府県環境審議会を、自然環境保全法第51条に基づき設置する都道府県自然環境保全審議会に充てる例もあり、柔軟な運用が可能である。	C													1140	11402040	広島県	分権ひろしま活性化プラン	都道府県において設置を義務付けられている審議会等各種付属機関について、設置する地方自治体の運営方針によって任意に設置できるような関係法律等を見直すこと。
環境省	1330020	バイオマス利用地区計画策定区域における産業廃棄物処理施設設置許可の適用除外	産業物の処理及び清掃に関する法律第4項 環境基本法第11号	生ゴミは産業廃棄物の品目とされていない。	C					C		法第8条第1項に基づき設置が必要な一般廃棄物処理施設の規模要件として、1日当たりの処理能力5トン以上と定められているのは、当該規模要件を超える規模の一般廃棄物処理施設においては、その設置、稼働等に伴い周辺的生活環境に影響を及ぼすおそれがあるからであり、バイオマス利用施設についても他の施設類型と同様に、処理に係る生ゴミ等に由来する汚水、悪臭等による生活環境への影響のおそれが払拭できないことから当該規模要件の緩和は不可能である。		右の提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答された。				1216	12162060	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	バイオマスプラントでは畜産糞尿及び生ゴミを投入して発電することが必要となるが「畜産廃棄物等は、一般廃棄物処理施設で処理されることが可能で、尚かつ1日の処理能力5トンと規制されているところについて、バイオマス利用地区計画策定地域に限って、撤廃された一般廃棄物処理施設と同様、都道府県事に届出することにより設置可能となるよう規制緩和をお願いしたい。
環境省	1330030	一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用の特例	平成10年3月26日生衛発第508号の厚生省生活衛生局長通知「一般廃棄物の溶融スラグの再生利用の実施の促進について」。	市町村が溶融固化した溶融固化物の再生利用に関する指針に適合するものにつき、市町村が自ら発注した公共建設工事に於いて利用される場合には、当該利用は廃棄物の処分にあつては支えないこととされている。	C					C		御指図の通知については、「市町村であれば溶融スラグを適正に扱える」という前提に立ったものではなく、溶融スラグの処理責任は当該溶融スラグの占有者たる市町村に存することから、公共建設工事に使用された溶融スラグに起因して何らかの問題が生じた場合には、工事現場の現状復帰等の対策を実施し処理責任を確実に全うできる範囲として、当該市町村の自ら発注した公共建設工事に限り一定の品質を有する溶融スラグの利用を認めたものであり、溶融スラグの占有者である市町村の責任が及ばない可能性のある他市町村における工事にまでその利用を拡大することはできない。なお、他市町村で溶融固化された溶融スラグを有償で買い取って公共建設工事に用いることは廃棄物の処理には該当しないので、廃棄物処理法に抵触することはない。	右の提案主体の意見を踏まえ、排出元と受入先の責任分担を明確にした場合について溶融固化した市町村以外の公共工事で利用される場合にも廃棄物の処分にあつては支えないこととされている。	溶融スラグを市町村間で移動して利用すると万一不慮の事故が発生した場合に責任の所在が不明確になることを懸念されていますが、この問題は溶融スラグの処理の委託側と受託側との間で将来の責任関係を明確にしておけば解決されるものと考えます。受託側が引き取った溶融スラグの利用について責任を持つことを処理委託契約の中に明確にし、自区内で排出された溶融スラグと同様に溶融試験等によって安全性を確認して自ら発注する公共工事に利用するならば、この利用を廃棄物の処分にあつては支えないとして何ら支障がないと考えます。			1164	11641010	日本充てん協会	防災と廃棄物対策を兼ねた地盤安定化構想	平成10年3月26日生衛発第508号の厚生省生活衛生局長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」に於いて、「市町村が溶融固化した目標規準適合溶融固化物をその市町村が自ら発注した公共工事に利用する場合にはこの利用を廃棄物の処分にあつては支えない」とされている。この特例の措置を拡大し、当該地以外の自治体で発生した溶融固化物を公共工事に利用する場合も廃棄物の規制の適用外とする。	
環境省	1330030	一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用の特例	平成10年3月26日生衛発第508号の厚生省生活衛生局長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」。	市町村が溶融固化した溶融固化物の再生利用に関する指針に適合するものにつき、市町村が自ら発注した公共建設工事に於いて利用される場合には、当該利用は廃棄物の処分にあつては支えないこととされている。	C					C		御指図の通知については、「市町村であれば溶融スラグを適正に扱える」という前提に立ったものではなく、溶融スラグの処理責任は当該溶融スラグの占有者たる市町村に存することから、公共建設工事に使用された溶融スラグに起因して何らかの問題が生じた場合には、工事現場の現状復帰等の対策を実施し処理責任を確実に全うできる範囲として、当該市町村の自ら発注した公共建設工事に限り一定の品質を有する溶融スラグの利用を認めたものであり、溶融スラグの占有者である市町村の責任が及ばない可能性のある他市町村における工事にまでその利用を拡大することはできない。なお、他市町村で溶融固化された溶融スラグを有償で買い取って公共建設工事に用いることは廃棄物の処理には該当しないので、廃棄物処理法に抵触することはない。	右の提案主体の意見を踏まえ、排出元と受入先の責任分担を明確にした場合について溶融固化した市町村以外の公共工事で利用される場合にも廃棄物の処分にあつては支えないこととされている。	溶融スラグを市町村間で移動して利用すると万一不慮の事故が発生した場合に責任の所在が不明確になることを懸念されていますが、この問題は溶融スラグの処理の委託側と受託側との間で将来の責任関係を明確にしておけば解決されるものと考えます。受託側が引き取った溶融スラグの利用について責任を持つことを処理委託契約の中に明確にし、自区内で排出された溶融スラグと同様に溶融試験等によって安全性を確認して自ら発注する公共工事に利用するならば、この利用を廃棄物の処分にあつては支えないとして何ら支障がないと考えます。			5085	50850001	飛鳥建設株式会社		平成10年3月26日生衛発第508号の厚生省生活衛生局長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」に於いて、「市町村が溶融固化した目標規準適合溶融固化物をその市町村が自ら発注した公共工事に利用する場合にはこの利用を廃棄物の処分にあつては支えない」とされている。この特例の措置を拡大し、当該地以外の自治体で発生した一般廃棄物の溶融固化物を公共工事に利用する場合も廃棄物の規制の適用外とすることを求める。	

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)名称	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)の内容	
環境省	1330060	町長指定の再生利用物(食品産業廃棄物)に対する廃棄物処理法の規制緩和	廃棄物処理法第14条第1項及び第6項、第15条	食品産業廃棄物の堆肥化施設を設置し、処分を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可が必要である。	C (施設の許可についてはE)		産業廃棄物処理法上の許可制・処理基準は生活環境保全上の観点から定められ、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、許可権者たる都道府県知事(保健所設置市においては、市長)の管理監督の下、廃棄物の適正な処理を確保している。このような法の趣旨に照らすと、産業廃棄物に関する監督権限を持たない町長が指定することをもって、御要望の食品産業廃棄物の適正処理が確実に担保しうると認められず、業の許可を不要とすることや処理基準を緩和することは困難である。このように法の趣旨に照らすと、産業廃棄物処理法においては、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「産業廃棄物に関する監督権限を持たない市町村の長が指定することでは、産業廃棄物の適正処理が確実に担保し得るとは認められない。」とのことだが、保健所設置市においては、市長でも産業廃棄物に関する監督権限を有することとなっている。まずは、保健所設置市である市には産業廃棄物に関する監督権限はあるのに対して、なぜ保健所設置市でない市町村には産業廃棄物に関する監督権限がないのかという点について、具体的に御回答いただきたい。 次に、今回の要望では、堆肥化施設において食品産業廃棄物が適正に処理されるよう食品産業廃棄物受け入れ量の管理台帳及び堆肥生産量の管理台帳を作成することなどにより、市町村が当該施設における食品産業廃棄物の処理状況を把握して指導・監督することとしており、産業廃棄物に関する監督権限を持たない市町村であっても、このような代替措置を講じることにより産業廃棄物の適正処理が確実に担保されると考えている。しかしながら、貴省においては、これらの代替措置を講じていても産業廃棄物に関する監督権限を持たない市町村では適正処理は確実に担保し得るとは認められないとのことだが、どのような点から産業廃棄物に関する監督権限を持たない市町村では適正処理が確実に担保し得るとは認められないと判断されたのか、具体的なかつ網羅的に御回答いただきたい。また、どのような代替措置を講じれば、産業廃棄物に関する監督権限を持たない市町村であっても適正処理が確実に担保されることとなるのか具体的かつ網羅的に御教示いただきたい。 なお、廃棄物処理法においては、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられている。」とのことだが、都道府県知事の指定を受けるためには手続きが煩雑であること、都道府県知事の指定では地域の実情に応じた弾力的な対応が難しいことなどから、今回、市町村が地域の実情に応じて生活環境の保全の観点から支障がないと判断した範囲内で食品産業廃棄物を産業廃棄物処理法上の許可を有しない堆肥化施設で処理することを要望したものである。	C (施設の許可についてはE)		産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、産業廃棄物の処理は広域的な処理を前提として行われていること、産業廃棄物処理施設の設置許可に当たっては周辺地域の生活環境保全を確保する必要がある、かつ相当量の事務負担を要すること等から、都道府県知事(保健所設置市においては、市長)による許可制としているところであり、都道府県に準ずる能力を有すると見込まれる保健所設置市以外の市町村に権限を委譲することは適切ではないと考える。また、廃棄物処理法においては、適正処理を担保するために必要不可欠な手段として、立入検査・報告徴収・行政処分等の監督権限を定めているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、特例事項について再度検討の上回答されたい。	町長が指定する食品産業廃棄物を受け入れる施設としては、町が管理・運営を行い、家畜ふんや生ごみ等を原料として堆肥を製造しているえこ3センター(高品質堆肥製造施設)を考慮しており、少なくとも町が責任を負う当該施設において再生利用のため食品産業廃棄物の処分を行う場合には、県知事による産業廃棄物処理業の許可を不要とし、県知事への届出などにすることができないかご検討いただきたい。	C	産業廃棄物処理法においては、適正処理を担保するために必要不可欠な手段として、立入検査・報告徴収・行政処分等の監督権限を定めているところである。	1183	11831010	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	資源を有効活用することにより循環農業を実現することが、地域住民の利益に資すると認められる場合に限り、食品製造業等からの動植物性残渣など堆肥として再生利用しても生活環境の保全の観点から支障のないものとして町長が指定した産業廃棄物については、高品質堆肥製造施設などの産業廃棄物処理施設でも生活環境の保全の観点から支障のないものとして町長が指定した施設において処分することを認める。また、この場合、産業廃棄物処理業の許可がなくても当該産業廃棄物の収集及び運搬を行うことも可能とする。なお、当該施設については、受け入れ原材料管理や生産履歴管理を義務付け、町が指導・監督を行うものとする。									
環境省	1330070	町指定の再生利用物(木屑)に対する廃棄物処理法の規制緩和	廃棄物処理法第14条第1項及び第6項、第15条	木くず処理施設を設置し、処分を行う場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要となるほか、施設の種類・規模によっては産業廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。	C		廃棄物処理法上の許可制・処理基準は生活環境保全上の観点から定められ、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、許可権者たる都道府県知事(保健所設置市においては、市長)の管理監督の下、廃棄物の適正な処理を確保している。このような法の趣旨に照らすと、産業廃棄物に関する監督権限を持たない町長が指定することをもって、御要望の木くずの適正処理が確実に担保し得ると認められず、業の許可を不要とすることや処理基準を緩和することは困難である。このように法の趣旨に照らすと、産業廃棄物処理法においては、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところである。	提案は町の責任において指定するものであり、提案の趣旨を実現するとの観点から、再度検討し回答されたい。	C		産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、産業廃棄物の処理は広域的な処理を前提として行われていること、産業廃棄物処理施設の設置許可に当たっては周辺地域の生活環境保全を確保する必要がある、かつ相当量の事務負担を要すること等から、都道府県知事(保健所設置市においては、市長)による許可制としているところであり、都道府県に準ずる能力を有すると見込まれる保健所設置市以外の市町村に権限を委譲することは適切ではないと考える。また、廃棄物処理法においては、適正処理を担保するために必要不可欠な手段として、立入検査・報告徴収・行政処分等の監督権限を定めているところである。			1183	11831050	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	資源を有効活用することにより地域における森林資源循環が実践され、林業再生に資すると認められる場合に限り、製材工場の木屑など粉炭、木屑ペレット燃料として再生利用しても生活環境の保全の観点から支障のないものとして町長が指定した産業廃棄物については、間伐材等炭化施設、ペレット製造施設などの産業廃棄物処理施設でも生活環境の保全の観点から支障のないものとして町長が指定した施設において処分することを認める。また、この場合、産業廃棄物処理業の許可がなくても当該産業廃棄物の収集及び運搬を行うことも可能とする。なお、当該施設については、受け入れ原材料管理や生産履歴管理を義務付け、町が指導・監督を行うものとする。												
環境省	1330080	一般廃棄物の処理(浄化槽汚泥)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項	廃棄物処理法においては産業廃棄物と区分している。	D-1		合併処理浄化槽で受け入れられるものを汚水処理した際に生じる汚泥については、一般廃棄物としているところである。																		1017	10171020	三重県津市	工場排水の水質基準値設定による浄化槽処理特区構想	浄化槽で処理できる水質基準値で工場等から排出された排水を浄化槽で汚水処理した時に生じる汚泥については、一般廃棄物として取り扱う。	
環境省	1330090	一般廃棄物処分における民間事業者参入許可基準の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項第2号	市町村長が一般廃棄物処分業の許可をする要件のひとつとして、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。」の規定がある。	C、D-1		廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理については市町村が処理責任を負っており、当該処理責任の根幹的規定である「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。」を除外することはできない。市町村は自らが発定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされていることから、一般廃棄物の処理を市町村が自ら実施するか、民間業者に委託するか、許可業者を活用するかについては市町村の裁量に委ねられているのである。なお、ご要望の民間事業者の参入を図るのであれば、現行においても、廃棄物処理法上第6条の2第2項に規定する委託を活用することができる。	提案の趣旨が実現できるものと考えてよいか。	廃棄物処理法上、市町村は自らが発定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされていることから、一般廃棄物の処理を市町村が自ら実施するか、民間業者に委託するか、許可業者を活用するかについては市町村の裁量に委ねられているものである。したがって、市町村の判断によりご要望の民間事業者の参入を図ることは可能である。	CD-1																1057	10571010	相生市	環境産業誘致特区	構造改革特別区域において市町村長が行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可の要件のうち、「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。」を除く。

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)の内容
環境省	1330100	産業廃棄物処理施設における同一形状・同一形状の一般廃棄物処理の可成化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第8条第1項、第11条第1項	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。また、廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	E		産業廃棄物に分類されている畜糞と一般廃棄物に分類されている生ゴミ(動植物性残渣)を既存の畜糞堆肥施設で混合し堆肥化するにあたり、廃棄物処理施設設置の許可については、畜糞堆肥化施設が産業廃棄物処理施設に当たらないことから、産業廃棄物処理施設としての許可は必要なく、一般廃棄物処理施設としての許可を取得すれば足りる。なお、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、一般廃棄物である生ゴミ(動植物性残渣)を処理するにあたっては、当該処理を行おうとする区域を管轄する市町村長から業の許可を取得する必要がある。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	当社は第三者の農業法人の畜糞を堆肥化するために松山市から産業廃棄物処分(動植物性残渣・動物のふん尿)の許可を取得しました。確かに畜糞堆肥化施設は産業廃棄物処理施設の許可は不要ですが産業廃棄物処分(動植物性残渣)に該当すると考えます。廃棄物の区分としては産業廃棄物・一般廃棄物に区分されていますが、当社は同じ形状の動植物性残渣について同一施設での処理が可能になる事を目標としています。この方法が合理的で農業の振興の上からも必要だからです。わざわざ一般廃棄物の処理施設を単独で作れば可能な事は判りますが、農業が新しい社会的責任と産業としての自立をする為に今回の構想を提案しております。焼却施設で同一形状の処理を認めているのはこの合理性のではありませんか。どのような施設であれ適正に運転しなければ適正な処理は不可能です。堆肥化施設に於いても適正に処理すれば動植物性残渣から確実にいい堆肥を作る事が出来ます。当社は今年3月松山市から短期許可を受け生ゴミ堆肥化試験を畜糞堆肥化施設で実施しました。畜糞・生ゴミ混合堆肥化試験は大変順調に推移し実験成功を確認する事が出来ました。焼却施設で認められている同一形状・同一形状の同一施設での廃棄物処理を動植物性残渣の堆肥化処理にも適用して(きた。食料リサイクル法が成立し平成18年4月からは再生利用の実施率20%が求められています。現状では地方にはこの受け皿がありません。これを農業法人が代行実施する方法が非常に合理的であると考えます。自分の耕作する土地に安全な堆肥を施用する責任が農業法人にはあります。確実に動植物性残渣を堆肥化する事を担保する事が出来るのは農業です。農業からも各種動植物性残渣廃棄物が出ております。食料リサイクル事業は農業に最も適した社会的役割を与えたいと確信し、この事業を農業法人の事業に加入したいと考えます。	E		一般廃棄物を堆肥化することが技術的に可能な畜糞堆肥化施設がある場合に、それとは別に一般廃棄物専用の処理施設を設ける必要はない。現に産業廃棄物たる畜糞の堆肥化を行っている施設について、一般廃棄物処理施設の設置許可を取得し、さらに一般廃棄物処理業の許可を取得することにより、一般廃棄物を産業廃棄物と併せて堆肥化することは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	日本政府は京都議定書を批准し地球環境を守る為地球温暖化ガスの削減を推進する事を全世界に約束しました。国内では環境省は食料リサイクル法を成立させました。日本政府・環境省はこれを実際に実行し実現する環境整備をする義務があると考えます。また我々国民はこの法律を具現化するために国民自身が実行者として国に協力する義務があります。私共は農業を通じた農業を実現しながら地域農林業を再生する事を考え、この事業を実施する事が新しい環境保全型農林業の再構築になると考えました。過去には畜産廃棄物(畜糞)処理施設があまり順調に稼働されていなかった事実は否定できません。これは畜糞処理が余計な仕事となっていることがあげられます。私共の施設は畜糞を資源と捉え高品質堆肥とする事によって地域に循環しております。この畜糞堆肥をより広域や生動物の多い堆肥とする為には、現在多量に焼却処分されている事業系一般廃棄物(生ゴミ)を地方公共団体の許可を受け畜糞堆肥と混合処理し速やかに堆肥化する事が農業の社会的義務であり責任であると考えます。しかし地方公共団体は法律を順に一般廃棄物の処分は地方公共団体の専横事項と捉え、一般廃棄物の処分業者等は許可しようとはしません。一般廃棄物の最終処分場の確保・清掃工場の焼却能力などの問題を抱えておりながら先送りしているのが現状です。食料リサイクル法は平成18年4月からのリサイクル開始を目指していますがこの対象事業者が自らこの事業を実施する事は現実的ではありません。私共は農業と畜糞処理の堆肥化及び一般廃棄物の食料リサイクルをリンクさせ安心・安全な堆肥を生産し、京都議定書の目標である地球環境保全と食料リサイクル法の理想の実現を目指しております。食料リサイクル法の一定規模以上の食品事業者から出る動植物性残渣(堆肥化可能なもの)に限って私共のような事業者も地方公共団体と同じ(一般廃棄物の処分(堆肥化)が可能になるよう法律の改正などを求めます。将来この事業が全国で行われるようになった時、炭酸ガスの削減・地域環境・農業に与える効果は非常に大きいのではないのでしょうか。	E		専横事項の意味するところが不明ではあるが、産業廃棄物処理法上、一般廃棄物の処分は地方公共団体が独占的に行うものとされているわけではなく、また、一般廃棄物の処分業の許可を得なくても、市町村からの委託を受けることによって一般廃棄物の処分を行うことが可能である。	1005	10051010	(有)フォレストファーム	畜糞・生ゴミ混合堆肥化による地域内循環型農業システム化構想	産業廃棄物の動植物性残渣・畜糞と一般廃棄物の動植物性残渣の場合も堆肥化については産業廃棄物処理施設での堆肥化処分を許可ししてください。							
環境省	1330100	産業廃棄物処理施設における同一形状・同一形状の一般廃棄物処理の可成化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第8条第1項、第11条第1項	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。また、廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	E		産業廃棄物に分類されている畜糞と一般廃棄物に分類されている生ゴミ(動植物性残渣)を既存の畜糞堆肥施設で混合し堆肥化するにあたり、廃棄物処理施設設置の許可については、畜糞堆肥化施設が産業廃棄物処理施設に当たらないことから、産業廃棄物処理施設としての許可は必要なく、一般廃棄物処理施設としての許可を取得すれば足りる。なお、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、一般廃棄物である生ゴミ(動植物性残渣)を処理するにあたっては、当該処理を行おうとする区域を管轄する市町村長から業の許可を取得する必要がある。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	当社は第三者の農業法人の畜糞を堆肥化するために松山市から産業廃棄物処分(動植物性残渣・動物のふん尿)の許可を取得しました。確かに畜糞堆肥化施設は産業廃棄物処理施設の許可は不要ですが産業廃棄物処分(動植物性残渣)に該当すると考えます。廃棄物の区分としては産業廃棄物・一般廃棄物に区分されていますが、当社は同じ形状の動植物性残渣について同一施設での処理が可能になる事を目標としています。この方法が合理的で農業の振興の上からも必要だからです。わざわざ一般廃棄物の処理施設を単独で作れば可能な事は判りますが、農業が新しい社会的責任と産業としての自立をする為に今回の構想を提案しております。焼却施設で同一形状の処理を認めているのはこの合理性のではありませんか。どのような施設であれ適正に運転しなければ適正な処理は不可能です。堆肥化施設に於いても適正に処理すれば動植物性残渣から確実にいい堆肥を作る事が出来ます。当社は今年3月松山市から短期許可を受け生ゴミ堆肥化試験を畜糞堆肥化施設で実施しました。畜糞・生ゴミ混合堆肥化試験は大変順調に推移し実験成功を確認する事が出来ました。焼却施設で認められている同一形状・同一形状の同一施設での廃棄物処理を動植物性残渣の堆肥化処理にも適用して(きた。食料リサイクル法が成立し平成18年4月からは再生利用の実施率20%が求められています。現状では地方にはこの受け皿がありません。これを農業法人が代行実施する方法が非常に合理的であると考えます。自分の耕作する土地に安全な堆肥を施用する責任が農業法人にはあります。確実に動植物性残渣を堆肥化する事を担保する事が出来るのは農業です。農業からも各種動植物性残渣廃棄物が出ております。食料リサイクル事業は農業に最も適した社会的役割を与えたいと確信し、この事業を農業法人の事業に加入したいと考えます。	E		一般廃棄物を堆肥化することが技術的に可能な畜糞堆肥化施設がある場合に、それとは別に一般廃棄物専用の処理施設を設ける必要はない。現に産業廃棄物たる畜糞の堆肥化を行っている施設について、一般廃棄物処理施設の設置許可を取得し、さらに一般廃棄物処理業の許可を取得することにより、一般廃棄物を産業廃棄物と併せて堆肥化することは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	日本政府は京都議定書を批准し地球環境を守る為地球温暖化ガスの削減を推進する事を全世界に約束しました。国内では環境省は食料リサイクル法を成立させました。日本政府・環境省はこれを実際に実行し実現する環境整備をする義務があると考えます。また我々国民はこの法律を具現化するために国民自身が実行者として国に協力する義務があります。私共は農業を通じた農業を実現しながら地域農林業を再生する事を考え、この事業を実施する事が新しい環境保全型農林業の再構築になると考えました。過去には畜産廃棄物(畜糞)処理施設があまり順調に稼働されていなかった事実は否定できません。これは畜糞処理が余計な仕事となっていることがあげられます。私共の施設は畜糞を資源と捉え高品質堆肥とする事によって地域に循環しております。この畜糞堆肥をより広域や生動物の多い堆肥とする為には、現在多量に焼却処分されている事業系一般廃棄物(生ゴミ)を地方公共団体の許可を受け畜糞堆肥と混合処理し速やかに堆肥化する事が農業の社会的義務であり責任であると考えます。しかし地方公共団体は法律を順に一般廃棄物の処分は地方公共団体の専横事項と捉え、一般廃棄物の処分業者等は許可しようとはしません。一般廃棄物の最終処分場の確保・清掃工場の焼却能力などの問題を抱えておりながら先送りしているのが現状です。食料リサイクル法は平成18年4月からのリサイクル開始を目指していますがこの対象事業者が自らこの事業を実施する事は現実的ではありません。私共は農業と畜糞処理の堆肥化及び一般廃棄物の食料リサイクルをリンクさせ安心・安全な堆肥を生産し、京都議定書の目標である地球環境保全と食料リサイクル法の理想の実現を目指しております。食料リサイクル法の一定規模以上の食品事業者から出る動植物性残渣(堆肥化可能なもの)に限って私共のような事業者も地方公共団体と同じ(一般廃棄物の処分(堆肥化)が可能になるよう法律の改正などを求めます。将来この事業が全国で行われるようになった時、炭酸ガスの削減・地域環境・農業に与える効果は非常に大きいのではないのでしょうか。	E		専横事項の意味するところが不明ではあるが、産業廃棄物処理法上、一般廃棄物の処分は地方公共団体が独占的に行うものとされているわけではなく、また、一般廃棄物の処分業の許可を得なくても、市町村からの委託を受けることによって一般廃棄物の処分を行うことが可能である。	1005	10052010	(有)フォレストファーム	畜糞・生ゴミ混合堆肥化による地域内循環型農業システム化構想	産業廃棄物を出る事業所によって分けられる産業廃棄物・一般廃棄物と言ふ分類ではなく、同一形状・同一形状と云うその物の物理化学的性状によって分類しその基準によって処理方法を決定できる方法にする。							
環境省	1330110	再生利用対象物品の廃棄物からの除外(炭石膏ボード・無機汚泥)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第7号	廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価格の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであるとされている。	C		廃棄物処理法においては、生活環境保全上の観点から、廃棄物の処理について処理基準を設けている。業の実施・施設の設置を一般的に禁止し一定の基準に適合した者について禁止を解除する許可制としている。これらの規制は、受け入れるものが廃棄物であり、その処理行程又は施設の設置そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため認められたものであり、処理後の再生品の利用状況をもってこれらのおそれが否定されるものではないことから、100%リサイクルされることをもって廃棄物から除外することは適当ではない。	提案の趣旨を実現するといふ観点から、再度検討し回答されたい。	廃棄物処理法の規制は、受け入れるものが廃棄物であり、その処理行程又は施設の設置そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため認められたものであり、処理後の再生品の利用状況をもってこれらのおそれが否定されるものではないことから、100%リサイクルされることをもって廃棄物から除外することは適当ではない。	C		提案は、リサイクルを推進する観点から行っているものであり、この観点に基づき、廃棄物から除外することは適当である。例えば再生利用認定品目への追加の可能性など、提案の事業をどうすれば実現できるかに関して再度検討し、回答されたい。	C		再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に際して認められている許可制度の特例である。ご提案の内容では、再生利用の方法や、再生を行う施設の具体的な内容が不明であるが、再生利用認定制度の対象とするには、省令に定める一定の要件を満たす必要がある。	1242	12421010	社団法人中国地域ニュービジネス協議会・株式会社トクヤマ、山陽工業株式会社	高再生率可能な産業廃棄物に係る規制緩和構想	廃棄物法上の廃棄物の扱いを受けるもののうち、現在埋立処分しか実質処理方法がないが、100%リサイクル可能なものを100%リサイクルを前提として産業廃棄物除外指定品目として100%リサイクルを前提に炭石膏ボードと無機汚泥を指定する。									

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)名称	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)の内容		
環境省	1330160	浄化槽が処理できる雑排水範囲の拡充	浄化槽法第2条第1項第1号	浄化槽法において、浄化槽には、工場排水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこととされているが、事業場排水のうち、その性状及び特性からして、浄化槽により処理可能な雑排水として扱っても特段の支障がないものについては、浄化槽への流入を認めている。	D-1	現行においても、事業場排水のうち、その性状及び特性からして、浄化槽により処理可能な雑排水として扱っても特段の支障がないものについては、浄化槽への流入を認めており、対応可能である。	浄化槽法において、浄化槽には、工場排水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこととされているが、事業場排水のうち、その性状及び特性からして、浄化槽により処理可能な雑排水として扱っても特段の支障がないものについては、浄化槽への流入を認めている。	平成12年3月31日付け建設省住指第19号及び衛生第20号により、事業場排水のうち、パン製造業など10業種の工場排水は、その性状及び特性から合併処理浄化槽により処理可能な雑排水として取り扱われてきている。しかしながら、今回、特区提案を行ったものは、こうした業種の区分によるものと同様の取扱いを行うものとして、業種に因らず工場排水の水質基準を設けることにより一律の判断を行う。合併処理浄化槽での取扱いを行うこととする。すなわち、水質汚濁防止法に規定する有害物質を使用しない事業場からの排水であり、かつ、別添「工場排水のうち合併処理浄化槽で処理可能な雑排水の水質基準値」に示す一定の水質基準値を満たすものであれば、その業種を問わずに合併処理浄化槽で受け入れ、処理できるものと特区提案を行ったものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	D-1	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	D-1	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	D-1	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1017	10171010	三重県津市	工場排水の水質基準値設定による浄化槽処理特区構想	工場等から排出される排水のうち、浄化槽で処理できる水質として一定の水質基準に基づき水質監視管理されたものについては浄化槽で汚水処理を行う。	
環境省	1330170	工業団地内における騒音規制の見直し	騒音規制法第2条2項、第3条1項、同条2項、第4条1項	騒音規制法では住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を、特定工場等において発生する騒音を規制する地域として都道府県知事が指定することを定めている。また岐阜県公害防止条例に基づき、岐阜県が定められたものであり、当省の所管ではない。	D-1	騒音規制法上、指定地域の指定、変更及び廃止は都道府県知事の権限とされている。指定地域の指定の要件は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を定められることとされている。従って、指定地域については、騒音の大きさを測定するものとする。としているが、この測定は、どのような観点から、どのような態様において行われるべきであるかについて明らかでない。	騒音規制法上、指定地域の指定、変更及び廃止は都道府県知事の権限とされている。指定地域の指定の要件は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を定められることとされている。従って、指定地域については、騒音の大きさを測定するものとする。としているが、この測定は、どのような観点から、どのような態様において行われるべきであるかについて明らかでない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	D-1	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	B-1	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	B-1	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1189	11892010	協同組合岐阜県可児工業団地管理センター岐阜県可児工業団地協同組合	可児工業団地宅/造り特区構想	工業団地に立地する特定工場等の事業場にあつては、工業団地内の集合体をもつ事業場とみなし、騒音規制法による特定工場等の敷地境界線と異なる工業団地の敷地境界線となし、工業団地と工業団地外の地域との境界線に読み替えることができることとされたい。		
環境省	1330180	地下水排水規制の緩和	'工業用水法'及び'建築物用地下水の採取の規制に関する法律'	'工業用水法'及び'建築物用地下水の採取の規制に関する法律'に基づき、それぞれ東京都の一部地域を地域指定し、用途毎に井戸の設置を許可制としている。	E	根拠法令として挙げられている'工業用水法'及び'建築物用地下水の採取の規制に関する法律'では飲料水を対象とした規制は行っていない。	根拠法令として挙げられている'工業用水法'及び'建築物用地下水の採取の規制に関する法律'では飲料水を対象とした規制は行っていない。																								東京都は地下水の排水規制を他の自治体に比し、厳しく対応している。震災・災害・F0発生時の水ライフラン確保のためには、現状の地下水排水規制は厳しすぎるので、飲料水限定で年間最低30千トン程度の排水またそのための新規井戸掘削を認める。

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)名称	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)の内容	
環境省	1330190	地下浸透方式による汚物処理容量区域指定権限の移譲	建築基準法施行令第32条第2項	建築基準法施行令第32条第2項により、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、同条第1項にかかわらず、通常の使用状態において、同条第2項の表に定める性能および同条第1項第2号に掲げる性能を有するものとされている。	D-1	現行制度において、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、特定行政庁の判断により行われるものであり、制度上の特例措置は必要ない。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	「地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。」	D-1														1333	13331010	土壌浄化事業推進委員会	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令第32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認め規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあるが、地下水の汚染を懸念するために上記より指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用した二ミミレンチを実施するにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認め規則で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。		
環境省	1330190	地下浸透方式による汚物処理容量区域指定権限の移譲	建築基準法施行令第32条第2項	建築基準法施行令第32条第2項により、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、同条第1項にかかわらず、通常の使用状態において、同条第2項の表に定める性能および同条第1項第2号に掲げる性能を有するものとされている。	D-1	現行制度において、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、特定行政庁の判断により行われるものであり、制度上の特例措置は必要ない。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	「地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。」	D-1														1339	13391010	福島県昭和村毛管浄化システム株式会社	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令第32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認め規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあるが、地下水の汚染を懸念するために上記より指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用した二ミミレンチを実施するにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認め規則で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。		
環境省	1330190	地下浸透方式による汚物処理容量区域指定権限の移譲	建築基準法施行令第32条第2項	建築基準法施行令第32条第2項により、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、同条第1項にかかわらず、通常の使用状態において、同条第2項の表に定める性能および同条第1項第2号に掲げる性能を有するものとされている。	D-1	現行制度において、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、特定行政庁の判断により行われるものであり、制度上の特例措置は必要ない。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	「地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。」	D-1														1343	13431010	山梨県下部町(平成16年9月13日町制合併・身延町)	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令第32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認め規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあるが、地下水の汚染を懸念するために上記より指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用した二ミミレンチを実施するにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認め規則で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。		
環境省	1330190	地下浸透方式による汚物処理容量区域指定権限の移譲	建築基準法施行令第32条第2項	建築基準法施行令第32条第2項により、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、同条第1項にかかわらず、通常の使用状態において、同条第2項の表に定める性能および同条第1項第2号に掲げる性能を有するものとされている。	D-1	現行制度において、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、特定行政庁の判断により行われるものであり、制度上の特例措置は必要ない。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	「地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。」	D-1															1352	13521010	長崎県三井栄町	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令第32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認め規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあるが、地下水の汚染を懸念するために上記より指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用した二ミミレンチを実施するにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認め規則で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。	
環境省	1330200	温泉の利用許可の免除(配達代行および販売)	温泉法第13条	温泉法第13条では「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とされており、免除規定はない。	C	-	温泉は種々の成分を含有しているため、中には人体に有害なものもあり、用途によっては人体に害を与えるものも少なくない。温泉水を不特定多数の者に販売、配達する者は、これを公共の浴用又は飲用に供しようとする者として都道府県知事等の許可からかき止めることが適当である。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	提案者の提案は、事業主体である市町村が責任を持って条例で定めた区域について、特定行政庁による指定を必要とせずに、地下浸透方式によって汚物を処理することとして衛生上支障がないと認め規則で指定する区域、の指定は、地域の状況を十分に把握し、衛生上の支障の有無を評価した上で判断する必要がある。	C																1293	12931010	有限会社 孫の手	飲料用温泉をのび湯水配代排水および販売構想	温泉水を汲み出し利用する業者に求められる許可申請の免除
環境省	1330210	自然公園法に係る撤去・解体に対する規制緩和(許可から届出)	自然公園法第13条第3項第1号	公園事業施設以外の建築物の撤去・解体は自然公園法に基づき「届出」を要しない。また、環境省令により、国立・国定公園における建築物の許可基準が定められている。	CE	-	自然公園法に係る建築物の撤去・解体を許可制から届出制にとの提案であるが、自然公園法において建築物の撤去・解体は、許可を要せず、事実承認である。また、自然公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣又は都道府県知事が指定し、保全管理を行っている。高さ・建ぺい率等の基準は国立・国定公園の風致景観を維持するために設けられており、自然公園の風致景観の維持を図りつつ、地域の再生を図ることが必要と考えられるため、基準の緩和は適当でない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	CE																1434	14341010	和歌山県	自然公園を背景とする観光地など老朽建築物が増加しており、東南海・南海地震による倒壊等の災害や、観光客や近隣住民の避難や緊急物資輸送、緊急車両通行に伴う発生する危険性が増加している。自然環境保護、景観保護からの規制による撤去・解体等の行為に係る許可制度を届出制とし、その他の新たな建築物の新設については、高さ・建ぺい率等の規制緩和し、地域再生を図る。	

環境省(特区)

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)の内容	
環境省	1330220	特定の木竹採取に関する自然公園法の特例(特別地域・特別保護地区)	自然公園法第13条第3項第2号、同法第14条第3項第2号、第3号	国立公園の特別地域及び特別保護地区において各種行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。許可を受けるためには環境省令で定める基準に適合しなければならない。	D-1	-	国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が指定し、保安管理を行っている。イワヒバは、当該地域では自然公園法第13条第3項第10号の規定に基づき「指定植物」等として採取、採掘が規制されている種物であるが、公益上の必要性があり、かつ、その場所以外の場所においては目的を達成することができない場合であって採取によって絶滅のおそれがないものは、風致景観の維持に支障のない範囲であれば採取が許可される。またこの場合において採取量・採取期間等の一定条件を付して一括で許可する方法も可能である。		提案主体の要望する「継続的な採取」が可能であると解してよい。	D-1		対応策で示した条件に適合する範囲において、継続的な採取は可能。						1071	10711020	山梨県富士河口湖町	西湖いやしの里原風景創出構想	伝統的な茅葺き民家建築の部材として不可欠な木竹の採取に関しては、自然公園法13条及び14条の制限に関わらず、環境大臣との協議の上、自然環境の改変を最小限とする一定の条件を付した上で、継続的な採取を可能とする。	
環境省	1330230	自然公園内の一定区域への立入制限等行為規制の強化	自然公園法第15条	当該公園の風致又は景観の維持とその他の適正な利用を図るため、特に必要なことがあるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。	D-1	-	立入制限等により利用の適正化を図るためには、現状でも自然公園法における利用調整地区を指定することによる対応が可能。なお、自然公園法は、法律を上回る規制を設けるために条例を制定することを妨げるものではない。なお富士河口湖町はエコツーリズムモデル事業の実施地区として選定した。今後、事業実施地区内他自治体との調整を図りながら、事業を実施していく。		利用調整地区の指定によって、提案内容が実現可能と解してよい。	D-1		利用調整地区の指定により、立入制限をすることが可能。また、所定の要件を満たした団体が、環境大臣の指定を受ければ、指定認定機関として立入りの認定等の事務を行うことが可能。それらにより、利用調整地区の指定は、エコツーリズムの推進に資する。						1134	11342010	山梨県富士河口湖町	青木ヶ原樹海等エコツーリズム推進構想	エコツーリズム推進上の国民的価値が高く、かつ適正な管理を伴わなければならない自然公園の一定の原生的自然区域を、環境大臣が地権者と合意の上自然公園における「エコツーリズム特別地区」に指定し、特別地区では、関係都道府県、関係市町村、エコツー事業者、及び地域住民等の協議によるエコツーガイドラインを含む「エコツーリズム推進計画」の策定を義務付け、国は計画推進に重点的な支援を行う。また、関係都道府県または関係市町村が特に条例を定める場合は、特別地区への一般立ち入りに関して段階的な制限を設けることを可能とする。制限の中には一定基準を満たして公的認定を受けたエコツーガイド以下、「公認ガイド」と略す「のみがエコツーアを引率できることや、公認ガイドを伴わないと立ち入ることができない区域の設定のほか、条例違反者に対する取り締まり権限の公認ガイドへの付与も含まれる。	
環境省	1330240	自然公園特別地域内における行為等の許可の柔軟化(人工物の設置)	自然公園法第13条第3項第1号	自然公園法第9条に基づき、国、地方公共団体、民間事業者が公園事業を執行することが可能。この場合、事業の認可の際の基準及び国立公園の地域ごとに定められる管理計画に適合させる必要がある。	D-1	-	第2種特別地域の煙引山集団施設地区において、展望台等の利用施設の設置が全く不可能というのではなく、公園計画、事業決定の内容に基づき、現在も園地及び博物館展示施設が整備されている。公園事業施設の追加又は更新として、風致の維持に支障のない範囲で、事業決定の内容及び管理計画に適合するよう広場の整備、解説板の設置等を行うことは現行制度で対応可能である。		提案内容が実現可能と解してよい。	D-1		対応策で示した条件に適合する範囲で提案内容の実現は可能。						1478	14781010	箱根町	煙引山ふれあい特区	煙引山集団施設地区(箱根やすらぎの森)においては、都会からの家族連れ、子供達の利用が多いが、国立公園第2種特別地区A区域に指定されているため、展望台等を設置することができない。このため、特に子供目線から見た配慮が足りないとの利用者の声が多く、新しくできた近隣の公園に比べて物足りなさが感じられる。それを改善するため特区として第2種特別地域の制約を解除し、体験設備の整備を行うもの。箱根やすらぎの森の広場の一角に、水場や動物の行動を体験できる木や樹木、コンクリート製の模型と解説板を設置し、利用者に提供する。	
環境省	1330250	自然公園特別地域内における行為等の許可の柔軟化(施設整備等に必要開伐等)	自然公園法第13条第3項第1号	自然公園法第9条に基づき、国、地方公共団体、民間事業者が公園事業を執行することが可能。この場合、事業の認可の際の基準及び国立公園の地域ごとに定められる管理計画に適合させる必要がある。	D-1	-	自然公園法に基づき、当該地には提案にあるようなビジターセンターを整備する必要性は認められており、風致の維持に支障のない範囲で、事業決定の内容及び管理計画に適合するよう整備を行うことは現行制度で対応可能である。また、周辺の道路等については、具体的な整備計画に基づき自然保護事務所と調整が必要である。		提案内容が実現可能と解してよい。	D-1		対応策で示した条件に適合する範囲で提案内容の実現は可能。						1481	14811010	箱根町	大涌谷自然散策特区	大涌谷地域は、自然公園法の規制により、観光開発、整備が禁止されている。一方、観光旅行形態の変化に目を移してみれば自然と直接ふれあう「イキガキ」等の体験型ツアーが隆盛を迎えつつある。これを鑑み、年間300万人を超える観光客を迎える大涌谷地域について、温泉地箱根特有の自然の姿を観光資源として多くの人に紹介するため、特区として観光開発、整備が禁止されている特別地域の制約を解除し、体験型レジャーを楽しむ観光客に対応できる施設整備を作る。	
環境省	1330260	自然公園特別地域の普通地域への格下げ	自然公園法第13条1項	環境大臣は国立公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。	C	-	自然公園法の特別地域と都市計画法上の商業地域とは指定の趣旨が異なるため、箱根町提案の理由による普通地域への格下げは適当でない。なお、当該地域では、昭和49年より、地域特性に合わせ、他の特別地域より緩い審査基準を町、県とともに定め、それに基づいた管理を行っており、地域との連携を進めている。風致の維持に配慮した形で地域活性化のための町並み整備等については、町等と調整を図った上で、現行の審査基準の見直しについて検討することは可能。		現行の審査基準の見直しに必要な手続きや所要期間について明らかにされたい。	C		審査基準を見直し、基準の特例を設けるために必要な手続き及び所要期間は以下のとおり。環境省自然保護事務所及び環境省本省での審査 基準の特例の告示 所要期間: 基準の特例の内容によって案件ごとの所要期間に差があることから、一律には示せないが、内容の調整を終えた後、以降の手続きには概ね4ヶ月ほど要する。							1483	14831010	箱根町	観光振興特区	用途地域が指定されている商業地域で自然公園法特別地域に格下げし、都市計画制限まで土地利用が図れるように緩和する。
環境省	1330270	国立公園特別地域内における行為規制の緩和	自然公園法第13条1項	環境大臣は国立公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。	C	-	国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が指定し、保安管理を行っている。国立公園は、風致景観の維持を図りつつ、優れた風景の観賞・自然とのふれあい等の機会を提供することを目的としており、高齢者・障害者等の安全確保のためという目的のみを優先し、特別に規制緩和することは、適当でない。なお、自然公園は地形が急峻な箇所が多くユニバーサルデザインが導入可能な地区は自ずと限定されるが、計画されている施設が審査の基準等に合致するものであれば、現行制度で対応可能である。手続については、風致上の支障を判断するために必要な書類を求めており、簡素化はできないが、早期に相談して頂くことにより迅速な対応は可能である。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。また、設置場所等について問題がなければ高齢者・障害者に配慮した施設の設置も認められるものと考えてよい。また、その際、他の場合に比べて対応に大幅に時間を要することはないと考えてよい。	C		国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が指定し保安管理を行っており、地形や植生の改変を抑えることでその風致景観の維持を図っている。この指摘のとおり、国立公園は広く国民の利用に供されるべきものであり、高齢者・障害者等に対する一定の配慮をしたユニバーサルデザインの導入を検討すべきものとするが、一方でこれらの施設が地形・植生を大きく改変することにより風致景観の維持に支障を及ぼしてしまつては、国民共有の財産の保護と利用が図れなくなることから、慎重な対応が必要と考えている。以上を踏まえ、風致景観の維持に支障を及ぼさない範囲でユニバーサルデザインの導入については、具体的な計画をもって個別に調整していただくことにより、現行制度での対応が可能。							1451	14511020	岐阜県丹生川村	秘境乗鞍山麓五色分環境観光共生特区構想	国立公園特別地域内において施設の設置を行う際には、当該計画の内容について環境省自然保護事務所と調整の上、環境省の定める申請様式に従い自然公園法第13条の規定による許可申請を行う。これに対し、環境省等において許可基準への適合等の審査を行い、許可の可否について判断を行うこととなる。審査に要する標準処理期間は、法定受託事務所長の専決処理の場合はそれぞれ概ね1か月、環境省本省において処理を行う場合は概ね2か月である。

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)の内容									
環境省	1330280	国立公園内普通地域に利用調整地区を指定	自然公園法第15条	当該公園の風致又は景観の維持と適切な利用を図るため、特例に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。	C	-			提案は、特別地域の指定が困難である実情を踏まえつつ、自然環境や風致・景観を保全する目的で、普通地域において入山制限等を導入する必要があることである。そのような制度を導入することについては、提案を「実現するためにはどうすればいいか」という方向で再度検討し回答された。	C			普通地域においても優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るべきものとする。その場合、特別地域において行われる規制の全てが、利用調整等を行うことが有効であることは否定できない。特に、入山規制については、当該国立公園内及び周辺における交通手段その他の状況によっては、普通地域と特別地域を一体としてとらえて規制することが有効であると考えられる。例えば、地元自治体が条例等によって普通地域における国立公園の管理に資する規定を設けること、自然公園法の法目的にも合致すると考えられる。以上を踏まえ、提案趣意をどうすれば実現できるのか、再度検討された。										ご指摘のように、地元自治体が条例等によって普通地域における利用規制に関する規定を設けた場合には、地元自治体との協議の上で当該規定を公園計画の中に記載することは、現行公園計画のスキームにおいても可能であり、条例制定の際には前向きに検討する。なお、前回答のとおり、環境省としても、提案主体が行う当該地域の利用と保全についての検討に、関係機関とともに参加し協力していく用意はある。	1451	14511010	岐阜県丹生川村	秘境奥鞍山麓五色ヶ原環境観光共生特区構想	事業地の大半は国立公園内の普通地域に存するが、特別地域内に指定することができると思われる利用調整地区を普通地域内においても指定できるよう規制の改革を行う。また、指定にあたっては、地元事業実施主体の意向が十分に反映されるよう併せて規制の改革を行う。										
環境省	1330290	災害発生後から災害復旧工事着手までの必要な関係省庁への手続き・協議等の事前処理	自然公園法第13条第3項第1号、同条第7項	国立公園の特別地域において、非常災害の応急措置を行った場合は、措置後の届出で済む。一方、国立公園の特別地域において各種行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。許可を受けるためには環境省令で定める基準に適合しなければならない。	D-1	-			工作物を元の状態に戻すことについては、復旧作業に迅速に着手できるものと考えてよいが、その上で、右の提案者の意見を踏まえて再度検討できないか。	D-1			国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が指定し、保全管理を行っている。前回答のとおり、本格的な復旧のうち新築と比べて著しい変更を伴う場合は、工作物の新築又は増築の申請を行う必要があり、特区としてこれらの手続きを省略することは、風致景観の維持に支障を及ぼすことから対応は不可である。なお、あらかじめ災害復旧の工法について調整を行うことは、災害後の申請受付の迅速化につながるものであり、有意義と考えられる。また、自然公園法施行規則第12条第10号に基づき、道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改良で、現状に著しい変更を及ぼさない防護柵、土留め構築等を元の状態に戻すことを含む範囲の行為である場合は、許可を要せずに実施することができ、現行制度での対応が可能。												1436	14361010	和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	災害復旧工事において、事前に関係省庁と災害復旧工法の概略を決定しておき、災害発生時には事前に決めた概略に基づき、県の判断で、即座に復旧作業に着手できるようにする。									
環境省	1330300	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認(同行条件の除外)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本指針(第四、2、(2)、構造改革特区1303)	C	-			環境省の回答は、「わな、等を一律の概念でとらえて規制の設置根拠を論じようとしているが、わなを仕掛ける場合には、山間部等の野生動物を相手に、その習性や自然の状況等を判断しながら行うため、「わな」にはその特徴、仕掛け技術の難易度等が必然的に伴うものであり、規制の根拠も個々のわなを想定して検討すべきと考えます。その点、貴省の回答は、現場に関わる者となればその個別の想定を全く考慮せずに論じられていると考えられます。まず、安全性の確保と錯誤捕獲防止の両面から、網・わな免許の有資格者による監視が必要とされることと、安全性の確保の観点からみると、「箱わな」は、構造も単純かつ簡便で、エサの誘引効果により捕獲することから、「トラバサミ」や「クワクワ」を設置する際のメカニズムの判断など高度の仕掛け技術を必要としないものである。また、「環境省では、狩猟の適正化及び野生鳥獣の保護管理の在り方について考えた。『野生鳥獣保護管理検討会』を設置し、様々な観点から狩猟免許制度のあり方も含めた検討を行っている」と回答されているが、検討スケジュール及び検討内容を明らかにされたい。	C			狩猟免許を有する者の監督については、狩猟免許を有しない者のわなの設置を認めるにあたり、地域住民の人身事故や目的外鳥獣の錯誤捕獲等を防止するための措置として講じているものもあり、これを除外することは困難である。箱わなであっても、他県では箱わなに子供が閉じこめられたという事故や錯誤捕獲が現実生じていることから、設置に当たっては安全管理を徹底し、再発防止の観点から再度検討し、回答された。右の提案主体の意見を踏まえ、「箱わなを使いやすくする」という観点から再度検討し、回答された。右の提案主体の意見を踏まえ、再検討要請に対する回答において「わな限定の免許の創設についても、平成16年中を目途に中間とりまとめを行うべく、...検討を進めていきたい」とされているが、検討スケジュール及び検討内容を明らかにされたい。	C			箱わなは、網により誘引して捕獲する単純構造のわなであるから、狩猟免許を有する者の指示監督を必要条件とするほど複雑なものではなく、したがって免許の有無によって、安全の確保等取扱いに差異が生じるものではない。人身事故は箱わなの設置場所を集落住民や入山者に周知徹底することで未然に防止することができると、錯誤捕獲については、箱わなは構造上若しくは構造の一部改良(クマ錯誤捕獲対策の箱わな上部に脱出口の取付け)によって放散することが可能であるなど、これらの基本的事項を業務講習で習得させることにより安全面の確保が図れると考える。中山間地域における農作物被害は年々増加している一方で、狩猟者の減少・高齢化が進み被害対策に苦慮していると言った背景から、この箱わなの規制緩和は、鳥獣被害を受ける現地の迅速かつ効果的対応のひとつと考えられるので、一定の業務講習の受講修了者に限定する条件整備を前提に規制緩和を再検討された。																1105	11051010	長野県	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認特区構想	基本方針第1表(1303)において認められている特例措置の内容において、ワナ狩猟免許者の同行条件としているが、ワナの種類を箱ワナに限定して同行条件を外す。	
環境省	1330310	道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る関係省庁の協議の簡素化			C	-			都道府県知事から環境省への協議は、国立公園等環境省が所管する指定地域との調整を要する箇所について調整するとともに、絶滅のおそれのある野生動物種への影響など生態系への被害を防止する観点から、当該指定との調整を行うためであり、引き続き必要であると考えている。なお、協議の対して時間を要しているとの指摘については、これを踏まえて迅速に対応できるよう努力してまいります。	C			現在、自然保護事務所との調整を求められておらず、本省とのみ調整をい、これら自然保護事務所との調整についても協議が簡素化されることは考えられない。また、国立公園等の指定地域との調整以外に、絶滅のおそれのある野生動物種への影響など生態系への被害を防止する観点から、当該指定との調整を行う必要があり、環境省への協議は引き続き必要であると考えられる。	C																				1588	15881010	北海道	野生動物保護管理プラン	知事が行う鳥獣保護区の指定等に係る環境省への協議を廃止し届出とする。

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)の内容
環境省	1330320	銃による夜間捕獲の可能性	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条	鳥獣の捕獲に当たり、夜間の銃猟は禁止されている	C	-	1. 鳥獣を捕獲するための銃の使用については、人命に對する重要な事項であり、最大限の配慮が必要となる。過去において、日出前に競走馬エンジンカと間違えて射殺したという事例もあり、人命のみならず重要な財産をも損傷するなど、視認ができない夜間捕獲のために銃を使用する危険性は明らかである。 2. 特に大型銃に使用されるライフル銃の到達距離を勘案すれば、夜間に銃弾の到達範囲内人や財産の存在を確認することは困難であり、また、跳弾の原因となる障害物などの確認も困難である。 3. 以上のような夜間の危険性を完全に排除することは困難と考えられ、夜間の銃の使用は認められない。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討できないか、	指摘の事故は狩猟における明らかな違反行為であり、北海道の提案で前提としている許可捕獲とは状況が全く異なる。'具体的事業の実施内容'で示した安全確保のための条件を付すことにより、昼間における狩猟と安全面で変わるところはないと考える。	C	-	「具体的事業の実施内容」では、夜間の銃の使用を認める際の要件として、危険のない場所、自発可能な光量下、地域住民への周知などが示されているが、これらの要件の具体的な判断基準は明確になっておらず、それぞれの許可権者、許可を受けた者の判断に委ねられることとなり、安全性の確保は困難である。 また、銃の使用は人命や財産の保護の観点から特に慎重に取り扱う必要があり、人の存在や跳弾の原因となる障害物の見逃、鳥獣の識別が困難な夜間の銃の使用については、自然条件が区々であることもあり、安全性についての判断基準を示すことは困難であり、認めることはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	回答中に「これらの要件の具体的な判断基準は明確になっておらず(中略)、安全性の確保は困難である。」とあるが、許可者、許可を受けた者が安全の確保に最大限の注意を払い、安全確保が困難な場合は夜間捕獲を実施しないのは当然のことであり、危険は回避されると考える。	C	-	夜間の銃の発砲は、危険の発生が予想されるためにとられた規制である。 確実な安全の確保の方法が想定されない状況下において、許可権者や許可を受けた者に判断を任せるとは認められない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	提案の内容は、新たな制度を整備する必要はなく、「措置の概要(対応策)」で示したとおり現行の法制度下において実施可能であるため、現状において新たに法制度化する必要はないと考えている。	E	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	E	-	提案の内容は、新たな制度を整備する必要はなく、「措置の概要(対応策)」で示したとおり現行の法制度下において実施可能であるため、現状において新たに法制度化する必要はないと考えている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	E	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	E	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	E	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	1588	15882040	北海道	野生動物保護管理プラン	有害鳥獣捕獲に限り、夜間の銃による捕獲を認めることとし、許可の権限を道に付与する。 なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。
環境省	1330330	独自の新たな猟区制度の創設	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第68条～74条	現行の猟区制度は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者は、規程を定め、当該区域における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができることとされている。	E	-	提案の内容は、現在の猟区制度とは異なり、規制緩和の対象ではない。 なお、鳥獣の保護管理を圏域に分けて実施することは、自治事務として現行の道の鳥獣保護管理計画に盛り込むことで可能であると考えられる。道独自の免許制度や登録制度がどのようなものを想定されているか不明であり、その内容については判断することはできないが、現行の免許制度、狩猟登録制度、捕獲許可制度を変えることなく、特定鳥獣保護管理計画、地域的な捕獲規制、捕獲許可制度の運用などを鳥獣保護管理計画に位置づけることで対応できるものと考えられる。森林管理と鳥獣行政との調整については、国有林の場合は、地域管理計画策定の際に都道府県知事と協議していることとあり、民有林の場合は、知事がたてる地域森林計画について、道庁内において、鳥獣行政との協議は可能と考えており、その中で調整が可能であると考える。土地管理者への協力の求めについては、当該保護管理圏域が、それを可能とするための特殊性、公共性を明らかにすることが必要と考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討できないか、	'提案の内容は、現在の猟区制度とは異なり、規制緩和の対象ではない、と指摘はあるが、そのとおりであり、地域ごとの保護管理枠組みと新たな法制度を提案したものである。	E	-	提案の内容は、新たな制度を整備する必要はなく、「措置の概要(対応策)」で示したとおり現行の法制度下において実施可能であるため、現状において新たに法制度化する必要はないと考えている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	E	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	E	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	1588	15882030	北海道	野生動物保護管理プラン	土地利用調整等を含め、地域ごと総合的に鳥獣の保護管理を行うための制度を導入し、その設定権限を道に付与する。 なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。																				
環境省	1330340	アライグマの有害鳥獣捕獲従事者の要件緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条	鳥獣の保護を因るための事業を案配する等の基本的な指針(第四、2.(2))	C	-	有害鳥獣捕獲の許可(銃器を使用する場合を除く。)に当たり、環境大臣の定める法人が従事者を選任する際、従事者の中に網・わな免許所持者が含まれ、かつ、従事者に網・わな免許を受けていない者が含まれることができないこととされているが、この場合、網・わな免許を受けていない者は、網・わな免許を受けていない者が監督下で捕獲を行うこととされている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	本原では、アライグマによる被害が近年急増しており、有害鳥獣捕獲による捕獲だけでは農作物被害の減少するまでには至っていない状況にあり、アライグマは他の鳥獣に比べ非常に繁殖力が強く、今の段階で根絶に努めなければ、今後益々の農作物被害等増加が十分考えられ、またアライグマの根絶が不可能になる事も考えられます。このような状況の中、網・わな免許を有しない人が、有害鳥獣捕獲に従事することによる危険性については、アライグマが小型獣であること、継続的に講習会等を通じて、網・わな猟に関する知識及び設置方法等について習得するようすることで対応することが可能と考えられる。	C	-	小型の器であっても、知識や技術のない者が設置することにより目的とした鳥獣以外の鳥獣が捕獲される誤認捕獲の可能性が高いため、鳥獣の捕獲に当たっては知識や技術を有していることを確認するために免許を有していることを許可の要件としている。 講習会では知識や技術を伝えることはできても、その知識や技術が身に付いたかどうかを確認することはできないことから、免許を有しない者のみによる捕獲は認められない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	C	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	C	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	1427	14271010	和歌山県	アライグマ有害鳥獣捕獲に係る狩猟免許を有しない従事者容認事業	アライグマの有害鳥獣捕獲従事者について、捕獲技術、安全性の確保が認められる場合、網・わな猟免許を受けられない者のみによる従事者容認事業																				
環境省	1330350	鳥獣捕獲許可の一部の手続きの簡素化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項	C	-	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	北海道が提案した制度の対象となるのは、反復継続される学術研究、特定鳥獣保護管理計画に基づく(特定鳥獣)の調整、伝統的な祭礼行事等への利用のための鳥獣の捕獲に限られている。また、届出制とする期間は限定したもので(3年以内等)であり、かつ鳥獣生息数の動向に即して短縮すると考える。以上により、指摘のような事態は生じないと考える。	C	-	行為の目的や、捕獲数、期間を限定したとしても、案件に生息実態に応じたきめ細かな許可審査を行うことができないことには代わりはない。 なお、許可申請の事由によっては、鳥獣の生息状況に変化があったときは許可を取り消すことができ、現段階での方針を明確に示されたい。	「許可期間を長期(3年以上)の許可とし、許可期間中の年度当初にいても検討を行い」と考えている。	「許可期間を長期(3年以上)の許可とし、許可期間中の年度当初にいても検討を行い」と考えている。	許可申請の事由のうち可能なものについては、生息状況に変化があったときは許可を取り消すこと等を条件に、許可期間を長期(3年以内等)とすることを検討し、平成17年度中の措置とする。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	C	-	鳥獣の保護管理推進のためには、生態学的に一定の連続性を持ったユニット毎の管理が理想的である。 本提案は、鳥獣保護管理制度の理想を描いたものとして検討していただきたい。	1588	15881020	北海道	野生動物保護管理プラン	数年にわたり同一内容で捕獲を継続する捕獲許可(学術研究、特定鳥獣保護管理計画に基づく(特定鳥獣)の調整及び伝統的な祭礼行事等への利用のための鳥獣の捕獲)のうち、一定の条件を満たしたものに、初回の許可の後、再度申請を行う場合は、一定以上の内容の変更がない限りにおいて、届出制とする。																						
環境省	1330360	鳥獣保護区の設定の緩和	-	-	-	-	具体的な要望内容が不明なため、当該区域においてどのような規制緩和を想定されているのか教示されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	